



南極海連合(AOA)ブリーフィングペーパー4 (2013)

～ 南極海に遺産を残すために ～

ロス海と南極東部海洋保護区の二提案は南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) が目的とする国際合意に基づく海洋保護を達成し、永く地球的な遺産をもたらす機会を示している。重要な海洋保護区を含むこれらの区域はCCAMLR加盟国の国際協力を示す一つの機会である。海洋保護区提案、それらの調査及びモニタリング計画の協議と実施における国際協力が、長期的で実行ある指定保護区域となるに不可欠である。

ロス海及び南極東部海洋の保護区提案は、南極の海洋生物資源の保存に関する条約 (Convention on the Conservation of Antarctic Marine Living Resources - CCAMLR) に沿ったものであり、一定地域での商業漁業活動を認めつつ予防原則に基づく適切な保護を可能とする。今年の会合は加盟国が約束を守り、リーダーシップ、ビジョン、そして海洋の長期的な持続可能性に必要な不可欠な繊細な生態系との共存が可能なることを実現する場となっている。

イントロダクション

CCAMLR条約により設立された加盟25ヶ国は2013年7月に南極海に海洋保護区を設置する二提案を決定する特別会合に臨む。検討される二つの区域はロス海周辺と南極東部沿岸である。これら海洋保護区指定の合意は加盟国の当初の義務を達成し、南極周辺に一連に繋がる海洋保護区域のシステムを創設する重要な一歩となるであろう。

各国の海洋保護の目標とコミットメントを実現する機会

乱獲及び汚染と気候変動が世界の海洋に影響を与える中で、各国は管理手法の強化を始めている。近年、複数の国が沿岸漁業の管理機関を設け、科学的に漁獲枠を設け、海底トロール漁業など破壊的な漁獲手段を規制し、海洋保護区設置へと向かっている。悪化する度合いを食い止めるためにはこれらの努力を強化する必要がある。これに加え、加盟国を含む各国は海洋生物多様性保護の手段としての保護区設立により世界の海の包括的保護の達成へコミットすることになっている。

2002年、生物多様性条約締約国は以下に合意した：

「貧困の低下と地球の全ての生物への恩恵となる貢献として、地球的、地域及び国別に生物多様性減少率を現在から一定レベルで大きく下げることが2010年迄に達成する」

この目標はヨハネスブルグ地球サミット (WSSD) と国連総会で承認され、国連ミレニアム目標に新たな目標として加えられた。

WSSDヨハネスブルグ実施計画 (JPOI) で加盟国は「海洋の保護と管理を促進するためにあらゆるレベルで行動する」ことに合意している。これには以下の表記が含まれた：

「国際法に沿い科学的知見に基づき、2012年迄に代表的な (representative) 海洋保護区ネットワークを含む海洋保護区の設立 (等々) を含む多様な手法や手段を設け実施を促進する」

各国は生物多様性条約目標、ヨハネスブルグ目標及びミレニアム目標をまだ達成できていない。2012年出されたミレニアム目標報告書は、世界が生物多様性2010年目標を逃し潜在的に危険な結果となると明記している。

2010年に名古屋で開催された国連生物多様性条約会合(COP10)は戦略計画2011-2020年愛知目標を採択し、その個別目標11に海洋を含む生態系保護地域を含む:

「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。」

2012年のリオ+20「私達の望む未来」で各国は以下を再確認をした:

「国際法に沿い最新の科学的知見に基づき、生物多様性の保護とその持続可能な利用の手段として、海洋保護区域など広域な(area-based)保護手段の重要性」

CCAMLR自身代表的な海洋保護区システムの設置へ強くコミットしている:

- ・2008年、CCAMLRは南極海に生物多様性保護の海洋区のシステムを何処にどの様に設けるかという問題は優先して取り組む問題とするその科学委員会の結論を承認した(CCAMLR XXVII 最終報告パラ7.2)

- ・2009年、CCAMLR加盟国はWSSDで合意された2012年迄にその管轄保護区域内に海洋保護区の代表的なシステムを構築する道程に合意した(CCAMLR XXVIII 最終報告パラ7.19)

- ・2009年、南オークレー諸島南部大陸棚を海洋保護区に指定

- ・2011年、CCAMLRで海洋保護区を設立する枠組みの概要を規定する保全手段決議(Conservation Measure)に合意

CCAMLR加盟国の全ての政府は、包括的なシステムに至る一歩として、世界でも最も意義ある海洋保護区創設となる2提案で指導力と理念を示す時である。前記の幾多の合意が示すように、海洋保護区の設立に要する政治的意思は十分にある。すでにCCAMLRも合意に向け前進する意向を示している。長年の強い政治的意思の表明のあと今欠けているのは、条約管理海域で実質的な面積を占めるような広域海洋保護区及び他の保護された海洋区域を最終的に指定するため、各国政府が明確な行動をとることである。

適切な海洋保護区創設：各国がともに協調すること

南極は南極条約の下ですべての国が平和と科学の為に保護することとなっている。大陸を取り巻く海洋はCCAMLR条約の下で管理されており、全体として保護を図る原則の中で一定の漁業活動を「合理的利用(rational use)」のひとつとして認めている。現在の海洋保護区提案はこれらを反映し、適当と認められる場合の漁業活動を含むものとなっている。

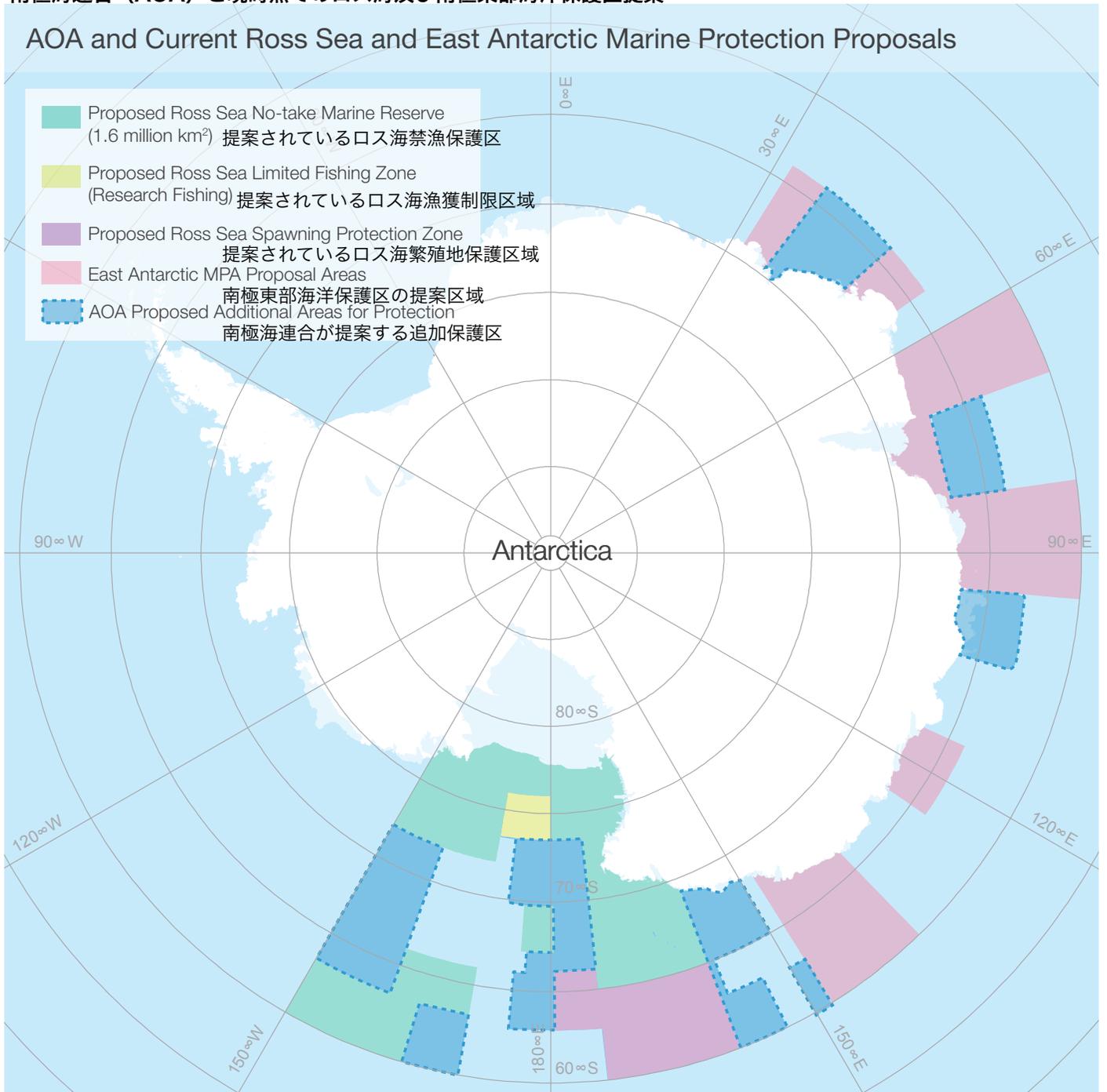
海洋保護区は、個々の国ではなくすべてのCCAMLR加盟国に属するものである。

CCAMLRが今日までに達成した幾多のことは、加盟国間の強い国際協力の意思から来るものである。

南大洋に海洋保護区を提案しているのは一部CCAMLR加盟国によるグループだが、委員会が承認する指定海洋保護区はCCAMLRのものとなり、個別の提案国ではなくCCAMLR全体の共同責任になる。従って南極条約の精神にのっとり、海洋保護区は個別の国に属さず人類全体のものとして指定され、管理及び科学調査・モニタリング計画の作成と実施を含む全加盟国による管理の下に置かれる。

南極海連合（AOA）と現時点でのロス海及び南極東部海洋保護区提案

AOA and Current Ross Sea and East Antarctic Marine Protection Proposals



The Ross Sea and East Antarctic marine protected area proposals would be a major step forward in creating a network of marine protected areas around the Antarctica. Decisions this year would create a legacy of which, political leaders could be proud. The Ross Sea is one of the world's least impacted seas. East Antarctica is a diverse marine region with a wide range of unique habitats.

ロス海は人的影響が世界で最も少ない海洋のひとつ、南極東部は多様な海洋地域で広範囲な希少な生息地を含む。

すべてのCCAMLR加盟国が海洋保護区の設計や実施に関わり協力することが必須であると南極海連合は考える。CCAMLRの多くの達成は加盟国間にある強い協力の精神の賜物である。

調査とモニターリング計画は協力して作成されるべき

CCAMLR管轄で指定される個々の海洋保護区は調査とモニターリングの計画を作成しなければならない。これらの計画の設計と実施は保護区管理に個別加盟国が参加する機会である。南極海連合はすべての加盟国が保護区、及びそれとともに調査、モニターリングと管理計画、の設計と実施に積極的に関わろう求めている。

適切な海洋保護区創設：正しい設計の仕方

CCAMLR締約国はその管轄下では海洋保護区が次の三つの基準の少なくとも一つを満たすことに既に合意している：

代表的な海域 (representative areas)：代表的な生態系の例を守る地域であること。現在脅威に曝されている必要はなく、その生態系が有する価値により保護する点に注意。

科学的な海域：気候変動、漁獲やその他の人為影響と自然な生態系の変化を区別することを促進すると同時に、干渉がない南極海洋生態系を理解する機会を提供する。

人間活動の影響に潜在的に脆弱な地域：それらの影響を緩和し、或はまた海洋生物資源の持続可能な合理的利用を担保するため。

現在の2提案はこれらの基準を満たしている

南極東部とロス海海洋保護区提案は、加盟国が合意した2011年以降の海洋保護区の指定プロセスを定義する一般保全手段決議 (Conservation Measure) 91-04に沿っている。

広域、予防的で恒久的

海洋保護区は広い行動範囲の海鳥や移動する魚類など一連の動物の行動範囲を十分にカバーし、気候変動と海洋酸性化の影響による環境条件の変化に伴い、種や生息地が移ることができるに足る広さが必要である。

世界のベストプラクティスに沿い、海洋保護区は恒久的に設けられ目的の達成を検証する定期的なレビューが実施されるべきである。

CCAMLR (Bremenhaven) 会合は海洋保護を促進する思考を取り入れ世界のリーダーシップを示す歴史的な機会を有している。ロス海と南極東部海洋保護区の指定は、南極周辺に存在する希少な海洋生物を将来世代に残すことにより、誇りとなる地球的遺産を創り、これまで表明されてきた地球的責任を果たすことになるのである。

南極海連合 (Antarctic Oceans Alliance)

AOAは30以上の主要な環境団体と著名な個人により成り鍵となる南極海生態系の広域な保全を達成するため活動している。加盟メンバーにはピュー環境グループ、グリーンピース、世界自然保護基金 (WWF)、南極南大洋連盟 (ASOC)、国際ヒューマンソサエティー、ミッションブルー (米)、国際野生動物基金 (IFAW)、海洋5 (米)、ディーブ・ウェーブ (独)、最期の海、グリーンベーション・ハブ (中)、韓国環境運動連盟 (KFEM)、森と野鳥 (NZ) 及びアソシエイト・パートナーとして、自然資源防衛評議会 (NRDC)、オセアナ、テラマー・プロジェクト、国際極地財団 (英)、プラント・ア・フィッシュ、海洋州国際プログラム (IPSO)、海洋プロジェクト、ブルーム協会 (仏)、オーシャン・ケア (スイス)、エコシス・アクション、海洋惑星 (豪)、コーラル・バイプラント (ニューカレドニア)。AOA大使にはレオナルド・デカプリオ、エドワード・ノートン、海洋学者シルビア・アーリー博士、起業家リチャード・ブランソン伯、中国起業家/探検家ワン・ジン、韓国俳優ユウ・ジタエ

www.antarcticocean.org